

# 【記載例 3 - 1】 保管場所使用権原書面 「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」

～申請者本人が保管場所の所有者（名義人）である場合～  
 ※ 申請者本人が作成する書類（上段部分の「第4号様式」のみ記載する。）  
 ※ 記載例1-1「自動車保管場所証明申請書」又は記載例1-2「自動車保管場所届出書」の左下欄外にある「所有区分」欄が「1 自己単独」に該当する場合となります。

該当する方に、○印を付ける。  
 「証明申請」～登録自動車の「車庫証明」を申請する場合  
 「届出」～軽自動車や登録自動車の届出を行う場合

この書類を作成した日付を、和暦で記載する。

申請先の警察署名を記載する。

第4号様式（第3の3のイ関係）

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

（本人所有の土地・建物を保管場所として使用する場合）

証明申請 届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

〇〇〇〇 警察署長 殿

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住所 鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇子

氏名 鹿児島 太郎

電話（ 〇〇〇 ） 〇〇〇 局 〇〇〇 番

備考 1 保管場所証明申請書に添付する場合は、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。  
 2 土地・建物に○を付ける場合は、両方に当てる場合は両方に○を付けてください。

第5号様式（第3の3のイ関係）

## 保管場所使用承諾証明書

（他人所有の土地・建物を保管場所として借り上げる場合）

保管場所	駐車場名	指定番号	番

保管場所に関し、該当する方に○印を付ける。  
 「土地」～自宅の車庫や平置きの日極駐車場等の場合（屋根が付いているだけの車庫は、こちらに含みます。）  
 「建物」～立体駐車場や自宅の1階部分が車庫となっている場合等、保管場所が建物の構造を有している場合

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。

警察署長 殿

年 月 日

住所

氏名

電話（ ） 局 番

備考 1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。  
 2 承諾者は、所有者・管理者のいずれかに○を付けてください。

記載例1-1「自動車保管場所証明申請書」の「申請者」欄、又は記載例1-2「自動車保管場所届出書」の「届出者」欄に記載したとおりに、住所、氏名、電話番号を記載する。

記載例1-1「自動車保管場所証明申請書」、又は記載例1-2「自動車保管場所届出書」に押印したものと同一印鑑を使用する。

※「保管場所使用権原書面」とは、保管場所（車庫や駐車場等）を使用する権原を有することを証明する書類となります。

**【その他注意事項】**  
 ※ 訂正がある場合は、それぞれの訂正箇所に、作成者（申請者本人）の「訂正印」が必要となります。  
 「捨印」による訂正はできません。  
 訂正する際に押印する印鑑は、「自動車保管場所証明申請書」又は「自動車保管場所届出書」に押印した印鑑と同じ印鑑を使用してください（印鑑が異なる場合は、申請者本人への確認が必要となります。）。  
 ※ 「消せるボールペン」又は「鉛筆」で作成した書類や、「修正液」又は「修正テープ」等を使用した書類は、受理できません。

【記載例 3 - 2】

# 保管所使用権原書面 「保管場所使用承諾証明書」

～申請者本人以外が保管場所の所有者（名義人）である場合～  
 ※ 保管場所の所有者又は管理者が作成する証明書（下段部分の「第5号様式」のみ）。  
 ※ 記載例1-1「自動車保管場所証明申請書」又は記載例1-2「自動車保管場所届出書」の左下欄外にある「所有区分」欄が「2 他人」に該当する場合となります。  
 (例1) 自宅の車庫に止める場合で、自宅の名義が家族（父親等）である場合  
 (例2) 月極駐車場等を借りている場合

※「保管場所使用権原書面」とは、保管場所（車庫や駐車場等）を使用する権原を有することを証明する書類となります。

「使用者」は、申請者又は届出者と同一人となるため、記載例1-1「自動車保管場所証明申請書」の「申請者」欄、又は記載例1-2「自動車保管場所届出書」の「届出者」欄に記載したとおりに、住所、氏名、電話番号を記載する。

申請先の警察署名を記載する。

「承諾証明書」の作成者に関し、該当する方に○印を付ける。  
 「所有者」～ 保管場所の所有者(名義人)が、作成した場合  
 「管理者」～ 不動産会社やマンションの管理組合等、保管場所の管理を行っているものが作成した場合

作成者が法人又は管理組合等の場合は、代表者の職名と氏名も必ず記載する。

作成者(保管場所の所有者又は管理者)が法人や管理組合等である場合は、必ず「法人印」又は「法人代表者印」を押印する(代表者の私印は不可)。

この書類を作成した日付を、和暦で記載する。

使用期間の「開始日」は、申請を行う日又はそれ以前でなければ受理できない場合があります。また、「終了日」が申請日から十分な期間がない場合(契約期間が短い場合等)も、受理できない場合があります。

第4号様式（第3の3(1)ア関係）  
**保管場所使用権原疎明書面（自認書）**  
 (本人所有の土地・建物を保管場所として使用する場合)

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。  
 警察署長 殿  
 年 月 日  
 氏名  
 電話 ( ) 局

備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。  
 2 土地・建物については、どちらかに当てはまる者（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

---

第5号様式（第3の3(1)イ(ウ)関係）  
**保管場所使用承諾証明書**  
 (他人の土地・建物を保管場所として借り上げる場合)

保管場所の位置	鹿児島市△△町△丁目△番△号		駐車場名	〇〇駐車場	指定番号	3番
使用者	住所	鹿児島市〇〇町〇丁目〇号〇番 鹿児島ビル3階				
	氏名	株式会社	〇〇会社	代表取締役社長	鹿児島太郎	電話 (〇〇〇) 〇〇〇局 〇〇〇番
使用期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで					

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。  
 〇〇〇〇 警察署長 殿  
 令和〇年〇月〇日

所有者  管理者  
 住所 鹿児島市□□町□□番地□  
 氏名 〇〇株式会社 □□不動産  
 代表取締役 桜島次郎  
 電話 (〇〇〇) 〇〇〇局 〇〇〇番

備考 1 共有の場合は、共有者全員の名前を記入してください。  
 2 承諾者は、所有者の同意を得た後に○を付けてください。

ココの欄は記載不要

月極駐車場等の場合は、「駐車場名」と駐車枠の「指定番号」を記載する。

# 【記載例 3 - 3】 保管場所使用権原書面

## 「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」 「保管場所使用承諾証明書」

- ～保管場所の所有者（名義人）が、申請者本人を含む**共同名義**の場合～
- ※ 申請者本人及び共同名義人が作成する証明書  
上段部分の「第4号様式」を、**申請者本人**が作成  
下段部分の「第5号様式」を、**共同名義人**が作成
  - ※ 記載例1-1「自動車保管場所証明申請書」又は記載例1-2「自動車保管場所届出書」の左下欄外にある「**所有区分**」欄が「**3共有**」に該当する場合があります。  
(例) 夫婦共同名義の自宅に、車を止める場合

申請者本人が作成する部分  
(記載要領は「記載例3-1」を参考としてください。)

第4号様式（第3の3(1)ア関係）  
保管場所使用権原疎明書面（自認書）  
(本人所有の土地・建物を保管場所として使用する場合)

証明申請 届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。  
〇〇〇〇 警察署長 殿 令和 〇年 〇月 〇日

住所 鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇子  
氏名 鹿児島 太郎 印

電話 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 局 〇〇〇〇 番

備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に〇を付けてください。  
2 土地・建物については、どちらかに当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に〇を付けてください。

---

第5号様式（第3の3(1)イ(ウ)関係）  
保管場所使用承諾証明書  
(他人の土地・建物を保管場所として借り上げる場合)

保管場所の位置	鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇子	駐車場名	指定番号	番
使用者	住所 鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇子	電話 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 局 〇〇〇〇 番		
	氏名 鹿児島 太郎			
使用期間	令和 〇年 〇月 〇日から 令和 〇年 〇月 〇日まで			

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。  
〇〇〇〇 警察署長 殿 令和 〇年 〇月 〇日

所有者・管理者  
住所 鹿児島市〇〇町〇番〇子  
氏名 鹿児島 花子 印

電話 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 局 〇〇〇 番

備考 1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記載してください。  
2 承諾者は、所有者・管理者のいずれかに〇を付けてください。

記載例1-1「自動車保管場所証明申請書」、  
又は  
記載例1-2「自動車保管場所届出書」に押  
印したものと同一、申請者本人(太郎さん)  
の印鑑を使用する。

共同名義人が作成する部分  
(記載要領は「記載例3-2」を参考として  
ください。)

※共同名義人が複数いる場合は、名義  
人全員に作成を依頼する(本様式を人  
数分作成する。)

共同名義人本人(花子さん)の  
印鑑を使用する。

「承諾証明書」の作成者に関し、共同名義人は  
所有者であるため、「所有者」〇印を付ける

### 【注意事項】

- ※ 訂正がある場合は、それぞれの訂正箇所、作成者の「訂正印」が必要となります(「捨印」による訂正はできません。)  
自認書(上段の書類)の場合 ~ 申請者本人の印鑑(「自動車保管場所証明申請書」又は「自動車保管場所届出書」に押印した印鑑と、原則、同じ印鑑。  
印鑑が異なる場合は、申請者本人への確認が必要となります。)
- 承諾証明書(下段の書類)の場合 ~ 共同名義人が押印した印鑑
- ※ 共同名義人が複数いる場合は、全員の「保管場所使用承諾証明書」(下段の第5号様式)が必要となります(本様式を複数枚使用し、作成してください。)
- ※ 保管場所の共同名義人が2名の場合は、記載例のとおり、同一用紙に記載可能です(別々の用紙で作成することも可能です。)